

提出等日時 令和6年 1月9日 午前4時15分	提出等方法 郵便 FAX	認印 
----------------------------------	--------------------	--

正本

副本直送

[REDACTED] 裁判官報酬減額分等請求事件

原 告 [REDACTED]  
被 告 国

答 弁 書

令和6年10月9日

名古屋地方裁判所民事第1部合口C係 御中

被告指定代理人

〒100-8977 東京都千代田区霞が関一丁目1番1号

法務省大臣官房

官 房 付

浅 海 俊 介

代 

法務省訟務局

局 付

伊 藤 達 也

代 

法務省訟務局民事訟務課

補 佐 官

樽 井 勉

代 

係 長

佐 藤 良 訓

代 

法務事務官

山 口 萌乃香

代 

法務事務官

田 中 貴 大

代 

法務事務官

佐 藤 亘

代 

〒460-8513 名古屋市中区三の丸二丁目2番1号

名古屋法務局訟務部（送達場所）

(電話 [REDACTED])

(FAX [REDACTED])

部 付 安 田 裕 子

上席訟務官 加 藤 政 樹

訟 务 官 加 藤 俊 介

法務事務官 小 林 茂 由

〒100-8913 東京都千代田区霞が関一丁目2番3号

人事院事務総局給与局

給与第三課長補佐（手当第三班）

池 田 千 春

給与第三課地域手当調整室地域手当調整官

鈴 木 祥 吾

## **第1 請求の趣旨に対する答弁**

1 原告の請求をいずれも棄却する

2 訴訟費用は原告の負担とする

との判決を求める。

なお、仮執行の宣言は相当でないが、仮に仮執行宣言を付する場合は、

(1) 担保を条件とする仮執行免脱宣言

(2) その執行開始時期を判決が被告に送達された後14日経過した時とするこ

と

を求める。

## **第2 請求の原因に対する認否**

1 「第1 原告の経歴等」について

(1) 「1 弁護士としての経歴」について

原告の経歴については、後記第4の2(3)アの限度で認め、その余は、原告の意見ないし評価にわたるため、認否の限りでない。

(2) 「2 裁判官に任官した後の経歴」及び「4 原告の裁判官としての報酬」

について

後記第4の2(3)アの限度で認める。

(3) 「3 原告の裁判官としての自主的活動」について

不知。

2 「第2 地域手当の支給割合の減少による報酬減額分請求権」について

(1) 「1 地域手当の支給割合による裁判官「報酬」の減額」について

裁判官に支給される地域手当について、後記第3の2(1)の限度で認める。

裁判官に支給される地域手当は、憲法80条2項の「報酬」に当たらない。

(2) 「2 原告の「報酬」の減額」について

裁判官に支給される地域手当が憲法80条2項の「報酬」に当たるとの点

及び「「報酬」月額・賞与から（中略）合計 [REDACTED] 円が減額された」との点は否認ないし争う。原告は、訴状第2の2・5ページの表の（月数）において、年間の給与額を概算するための係数として、年間の月数（12）に期末手当及び勤勉手当の支給月数（4・3ないし4・5）を加えた数値を記載しているものと解されるが、原告が記載している期末手当及び勤勉手当の支給月数は、一般職の職員の給与に関する法律（以下「一般職給与法」という。）の「指定職俸給表の適用を受ける職員」及び「特定管理職員」以外の職員に適用される支給月数であって、判事である原告には、裁判官の報酬等に関する法律（以下「裁判官報酬法」という。）9条1項本文により、「指定職俸給表の適用を受ける職員」の支給月数が適用されるため、訴状第2の2・5ページの表の「(年減額)」及びその合計額は、概算であるとしても誤りである。

なお、原告に係る平成31年4月から令和6年3月までの各期間における報酬月額、報酬の号、在勤地（地域手当の支給割合）、異動保障（地域手当の支給割合の修正）、地域手当の支給割合及び地域手当の額（月額）は、別紙1のとおりである。

### （3）「3 減額の違憲・違法性」について

#### ア 「(1) 国家公務員の地域手当の違憲・違法性」について

一般職給与法及び人事院規則9—49（地域手当）（以下「人事院規則9—49」という。）の規定内容並びに地域手当が職員の在勤地の級地区分に基づいて支給されることは認め（ただし、訴状別紙「国家公務員の地域手当に係る級地区分」には、6級地に神奈川県秦野市の記載がなく、また、6級地の合計を「81市15町」とすべきところ、「79市15町」としている誤りがある。）、国家公務員の地域手当が、全体として不可分一体をなすものとして、違憲・違法であるとの点は争い、その余は原告の意見ないし評価にわたるため、認否の限りでない。

イ 「(2) 裁判官に地域手当を適用することの違憲・違法性」について

憲法80条2項、裁判所法48条、裁判官報酬法及び裁判官の報酬等に関する規則（以下「裁判官報酬規則」という。）の各規定内容は認め、裁判官に支給される地域手当が憲法80条2項の「報酬」に当たるとの点並びに地域手当の減額は憲法80条2項及び裁判所法48条に違反するとの点は否認ないし争い、その余は原告の意見ないし評価にわたるため、認否の限りでない。なお、「裁判官の報酬以外の給与に関する規則」とあるのは、正しくは、「裁判官の報酬等に関する規則」である。

3 「第3 国家賠償請求（原告に対する昇格・昇給差別の違憲・違法性）」について

(1) 「1 昇格差別」及び「2 昇給差別」について

原告の経歴については、後記第4の2(3)アの限度で認める。その余の事実は、後記第4の2(4)のとおり、本件と関連しないため、認否の要を認めない。原告の主張は争う。

(2) 「3 昇格差別、昇給差別の違憲・違法性」及び「4 損害額（一部請求）」について

否認ないし争う。

4 「第4 請求の拡張等の予定」について

認否の限りでない。

5 「第5 まとめ」について

争う。

**第3 地域手当の支給割合の減少による報酬減額分請求権について**

1 原告の主張

原告は、「国家公務員の地域手当は、官民全般の給与・賃金水準の地方間格差に重大な影響を及ぼすものであるから、相当な根拠に基づいて、できる限り

合理的に設定されなければならないが、現在の地域手当はこのようなものとはなっていない」（訴状第2の3(1)エ・8ページ）として地域手当の合理性について論難した上で、「高率・高額で、居住地ではなく勤務地の支給割合によって一律に支給される地域手当は、少なくとも裁判官については、およそ他の諸手当と同列に論じることができないものであるから、（中略）「裁判官の報酬等に関する法律」1条の規定にかかわらず、同法の報酬と一体のものとして、地域手当との合計が憲法80条2項にいう裁判官の「報酬」に該当するものと解すべきであ」り、「地域手当の支給割合の差異を理由として上記「報酬」を減額することは、少なくとも裁判官に適用する限りにおいて憲法80条2項及び裁判所法48条に違反する」として、「原告は、被告国に対し、上記減額（引用者注：地域手当の減額）分の報酬合計 [REDACTED] 円について、裁判官として報酬請求権を有する」（以上につき、同第2の3(2)イ b 及び c ・ 10ないし12ページ）と主張する。

原告の主張は、裁判官に支給される地域手当が憲法80条2項の「報酬」に当たることを前提に、原告が「地域手当減額分」の報酬請求権を有する旨をいうものと解される。

## 2 被告の反論

### (1) 裁判官に支給される地域手当は憲法80条2項の「報酬」に当たらないこと

憲法80条2項は、「下級裁判所の裁判官は、すべて定期に相当額の報酬を受ける。この報酬は、在任中、これを減額することができない。」と規定する。同項における報酬の保障は、裁判官の身分保障を経済的な面から担保するものである。一般に、報酬とは、一定の役務の給付の対価として与えられる反対給付を意味するところ（民法623条、632条、国家公務員法104条参照）、憲法80条2項にいう「報酬」は公務員の俸給と同じ意味のものである。

そして、裁判官については、裁判官の相当額の報酬の保障と減額の禁止を定めた憲法79条6項及び80条2項の各規定を踏まえて定められた裁判官報酬法が、1条において「裁判官の受ける報酬その他の給与については、この法律の定めるところによる。」と規定して「報酬」と「給与」とを明確に区別した上で、定期的に受ける定額のもの（同法2条、別表に定められた報酬月額）のみを「報酬」とし（同法2条ないし7条）、それ以外の諸手当（例えば期末手当）と併せたものを「給与」としている（同法9条）。

したがって、裁判官について憲法80条2項で保障されるのは、前記の報酬月額のみであり、それ以外の諸手当は同項の「報酬」に含まれないから、裁判官に支給される地域手当は同項の「報酬」に当たらない。（以上につき、樋口陽一ほか「注釈日本国憲法下巻」1195、1196及び1208ページ〔浦部法穂執筆部分〕（乙第1号証）、宮澤俊義著・芦部信喜補訂「全訂日本国憲法」655及び665ページ（乙第2号証）、佐藤功「ポケット註釈全書憲法（下）〔新版〕」1029ないし1031及び1039ページ（乙第3号証））

なお、裁判官報酬法は、「報酬以外の給与は、最高裁判所長官、最高裁判所判事及び高等裁判所長官には、特別職の職員の給与に関する法律（昭和24年法律第252号）第1条第1号から第42号までに掲げる者の例に準じ、判事及び第15条に定める報酬月額の報酬又は1号から4号までの報酬を受ける簡易裁判所判事には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号）による指定職俸給表の適用を受ける職員の例に準じ、その他の裁判官には、一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところによりこれを支給する。」と規定する（同法9条1項本文）ところ、これを受け、裁判官報酬規則は、地域手當について、「地域手當は、一般の官吏の例により支給する。」と規定する（同規則4条）。ここでいう「一般の官吏」とは、一般職の国家公務員を意味するから、裁判官に支給される地域手当について

は、一般職給与法11条の3から11条の7まで及びこれに基づき制定された人事院規則9—49の例により支給されることとなる。

(2) 原告が被告に対し、地域手当減額分について、裁判官としての報酬請求権を有するとする原告の前記1の主張は、その前提を誤ったものであり、理由がないこと

前記(1)のとおり、裁判官に支給される地域手当は、憲法80条2項の「報酬」に当たらないことは明らかであるから、同地域手当が同「報酬」に当たることを前提に、原告が被告に対し、「地域手当減額分」について、裁判官としての報酬請求権を有するとする原告の前記1の主張は、その前提を誤ったものであり、理由がない。

#### 第4 国家賠償請求（原告に対する昇格・昇給差別の違憲・違法性）について

##### 1 原告の主張

原告は、「  
[REDACTED]  
[REDACTED]

という処遇を受けており、これは不合理な昇給差別である」（訴状第3の2・13ページ）、「原告に対する（中略）昇格差別、昇給差別は、故意又は過失による憲法14条に違反する違憲・違法な行為である」（同第3の3・14ページ）と主張して、被告に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づく損害賠償を求めている。

##### 2 被告の主張

###### (1) 国賠法1条1項にいう違法の意義

国賠法1条1項にいう違法とは、国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が個々の国民に対して負担する職務上の法的義務に違反することをいい（職務行為基準説。最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ、最高裁平成17年9月14日大法廷判決・民集

59巻7号2087ページ、最高裁平成27年12月16日大法廷判決・民集69巻8号2427ページ、最高裁令和4年5月25日大法廷判決・民集76巻4号711ページ)、当該公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたと認め得るような事情がある場合に限り、上記違法の評価を受けるというべきである(最高裁平成5年3月11日第一小法廷判決・民集47巻4号2863ページ、最高裁平成11年1月21日第一小法廷判決・裁判集民事191号127ページ)。

## (2) 裁判官の昇給

### ア 裁判官の報酬月額

裁判官の報酬月額は、裁判官報酬法2条及び15条のとおり、最高裁判所長官、最高裁判所判事、東京高等裁判所長官、その他の高等裁判所長官、判事1号ないし8号、判事補1号ないし12号、簡易裁判所判事特号及び1号ないし17号に区分されているが、その額は、その職務と責任の特殊性に応じて、一般職の国家公務員の給与水準に比べて一定の較差があるものとして定められており、令和6年9月現在、別紙2のとおりとなっている。

### イ 裁判官の昇給の運用

裁判官は、その良心に従い、法と証拠に基づいて裁判を行うものであり、評価を意識して裁判をするようなことがあってはならない。裁判官が自律的に職務を遂行するため、給与面においても、その職権行使の独立への配慮は極めて重要である。

このような観点から、現行の司法試験に合格し、司法修習を終了して判事補に任命された者の号俸は判事補10号としており(なお、いわゆる旧司法試験に合格し、司法修習を終了して判事補に任命された者の号俸は判事補12号としていた。)、司法修習を終了して判事補に任命された後、約20年間、判事4号までは、職権行使の独立を給与面からも担保する必要

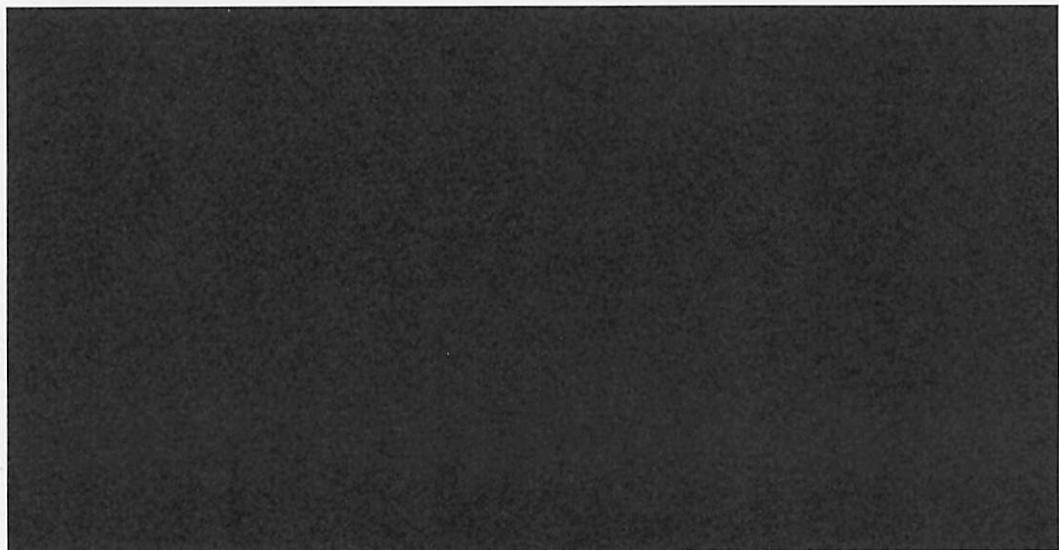
があることなどから、司法修習の同期の者はおおむね同時期に昇給する運用としている。

他方、司法修習を終了して判事補に任命されてから約20年を過ぎた後、判事3号以上への昇給については、経験年数のほか、ポストや勤務状況等を考慮して、各高等裁判所の意見を聞いた上で、最高裁判所の裁判官会議において決定されることとなる（乙第4号証3枚目、第5号証）。

前記のような運用は、いわゆる弁護士任官者であっても変わるものではない。すなわち、弁護士任官者も、判事4号まで（法曹資格取得後約20年間）は、司法修習の同期の者とおおむね同時に昇給する一方、判事3号以上への昇給については、経験年数のほか、ポストや勤務状況等を考慮して、各高等裁判所の意見を聞いた上で、最高裁判所の裁判官会議において決定されることとなる。

### (3) 原告について

ア　原告（[REDACTED]　生まれ）は、[REDACTED]　に司法修習を終了し（[REDACTED]　司法修習生）、  
[REDACTED]  
[REDACTED]　に補職された。原告が判事に任命されてから現在に至るまでの略歴は、次のとおりである。



また、原告の報酬の号は、判事に任命された

イ 前記(2)のとおり、判事4号までの昇給については、司法修習の同期の者がおおむね同時期に昇給する運用としているが、判事3号以上への昇給については、経験年数のほか、ポストや勤務状況等を考慮して、各高等裁判所の意見を聞いた上で、最高裁判所の裁判官会議において決定されているところであり、単に経験年数を重ねれば昇給するというものではない。原告は、その経験年数のほか、  
を務めることとなったことや、勤務状況等を考慮して、  
することが最高裁判所の裁判官会議で決定され、その後、  
としての勤務を挟んで、現在に至るまで  
にあるところであって、原告の報酬の号は、前記(2)の運用のとおり定められたものである。

ウ なお、  
であるが、これは一般職の国家公務員にあっては  
の俸給月額に相当する金額であり(乙第6号証15ページ)、  
という報酬の号は、原告が担っている職責に見合うものである。

#### (4) 小括

以上のとおり、判事3号以上への昇給については、司法修習の同期の者がおおむね同時期に昇給するものではなく、また、単に経験年数を重ねれば昇給するというものでもない。そして、原告については、その経験年数のほか、  
を務めることとなったことや、勤務状況等を考慮して、  
する決定をしているとこ

ろ、[REDACTED]の報酬月額は、一般職の国家公務員にあっては[REDACTED]  
[REDACTED]の俸給月額に相当する金額であり、[REDACTED]という  
報酬の号は、原告が担っている職責に見合うものであるから、原告が主張す  
る「不合理な昇給差別」(訴状第3の2・13ページ)、「原告に対する(中略)  
昇格差別、昇給差別」(訴状第3の3・14ページ)といった事実は存在しな  
い。

原告の昇給に係る処遇は、前記2(2)の運用のとおり行われており、この点  
について、当該公務員が職務上通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫  
然と当該行為をしたと認め得るような事情はおよそ存在しないから、国賠法  
1条1項にいう違法があったとは到底いえない。

## 第5 結語

以上のとおり、原告の請求はいずれも理由がないから、速やかに棄却される  
べきである。

以上

期間	報酬月額	報酬の号	在勤地 (地域手当の支給割合)	異動保障(※2) (地域手当の支給割合の修正)	地域手当 の支給割合	地域手当の額(月額)
平成31年4月から令和2年3月まで						
令和2年4月から令和3年3月まで						
令和3年4月から令和4年3月まで						
令和4年4月から令和5年3月まで						
令和5年4月から令和6年3月まで						

(※1) 令和5年法律第76号による裁判官報酬法の改正により [REDACTED]。

(※2) いわゆる異動保障につき裁判官報酬規則4条、一般職給与法11条の7第1項参照

区分		報酬月額(円)	
最高裁判所長官		2,016,000	
最高裁判所判事		1,470,000	
東京高等裁判所長官		1,410,000	
その他の高等裁判所長官		1,306,000	
判事	1	簡易裁判所判事補	1,178,000
	2		1,038,000
	3		968,000
	4		820,000
	5		708,000
	6		636,000
	7		576,000
	8		518,000
判事補			440,400
	1		423,000
	2		389,300
	3		367,100
	4		343,800
	5		322,400
	6		307,900
	7		291,400
	8		282,200
	9		263,500
	10		254,800
	11		249,400
	12		244,000